

《福岡市立ひとり親家庭支援センターの指定候補者の選定の概況》

福岡市立ひとり親家庭支援センターの指定管理者については、下記のとおりその候補となる団体（指定候補者）を選定しました。

なお、選定された指定候補者を指定管理者とする議案が議会で可決された場合には、同指定候補者が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

記

1 指定管理者の候補団体名

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡

2 公募の概要

(1) 応募団体数

1 団体

(2) 募集スケジュール

- ・募集要項配布 令和7年6月9日から8月8日
- ・募集説明会の開催 6月27日
- ・応募書類の受付 8月1日から8月8日
- ・選定委員会 9月5日

3 選考の概要

(1) 選定委員の構成

民間委員5名（公認会計士1名、関係機関1名、福祉団体3名）

(2) 審査項目、選考基準

別紙「評価基準及び配点」のとおり

(3) 選定委員会による評価

団体名	評点
特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡	98.056 点

(4) 選定の講評

- ・安定性・継続性のある経営に努め、市民の役に立つ施設であり続けていただきたい。
- ・母子家庭だけでなく、父子家庭にも目を向けられたい。
- ・前例踏襲とならないよう、不断の見直しをお願いしたい。
- ・就労支援については、ハローワークと実のある連携を取っていただきたい。 など

4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

お問い合わせ先 福岡市こども未来局こども健やか部こども見守り支援課ひとり親福祉係
Mail:k-mimamori.CB@city.fukuoka.lg.jp TEL:092-711-4762

評価基準及び配点

福岡市立ひとり親家庭支援センター条例第8条第3項各号に定める基準に基づき、下表のとおり審査します。

評価基準	評価項目	評価の主な視点	配点
市民の正当かつ公平な利用の確保	団体の理念、姿勢	理念や姿勢は、ひとり親施策の推進やセンター事業の公正な運営に寄与するものであるか	5点
	管理運営の基本的な方針	施設の役割を踏まえた基本方針が示されているか	10点
	団体運営の透明性、公平性	団体の活動内容や情報をホームページ等で積極的に公開しているか 利用の公平性が図られるものであるか	5点
センターの設置目的の效果的・効率的な達成	ひとり親家庭及び寡婦の福祉の向上への取組み	ニーズを把握した上で、利用者視点の取組みが期待できるか	10点
	效果的及び効率的運営への取組み	各種の相談、生活指導及び生業の指導、技能の習得、利用者の児童の保育、その他の事業に関して、效果的及び効率的な取組みとなっているか	20点
	実現可能な目標設定	基本方針を踏まえた適正な指標（目標値）が設定されているか	5点
	関係機関等との連携	他の福祉・就業機関との連携は見込まれるか	10点
	利用者増への取組み	利用者増の方策が示され、效果的・効率的な取組みとなっているか	10点
	施設管理の安全対策への取組み	求められる業務水準を満たす内容となっているか	10点
センターの管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要な十分な能力	団体の安定性、継続性	健全かつ安定した財政基盤を有するか	10点
	団体運営における法令等の遵守状況	個人情報の適切な保護に向けた取組みが実施されているか	10点
	提案内容の実現可能性	類似事業等の実績（他都市・他施設を含む）があるか	10点
	職員配置及び勤務条件	センター運営のための適正な職員配置及び勤務条件となっているか	10点
	職員の育成への取組み	人材育成に資する基本方針を策定し、方針に則った取組みが実施されているか	5点
市施策への貢献	地場中小企業の活性化	地場企業かつ中小企業であるか	2点
	ひとり親家庭の親の雇用	ひとり親家庭の親が雇用されているか	4点
	男女共同参画の推進	役員に女性が参画しているか	4点
その他	效果的な独自の提案	ひとり親家庭を取り巻く社会環境の変化に応じた課題感を踏まえつつ、提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした、創意工夫が見られ、効果が見込める提案があるか	10点
合計			150点

※1 上記の配点150点中90点を指定管理者の候補者とするための最低基準とする。最低基準を満たさない場合は選定しない。

※2 現在の指定管理者が応募した場合、指定管理期間中の管理運営業務の評価により、インセンティブ・ペナルティとして3%を別途加点する。
(現指定管理者の評価結果については本市ホームページで公表しています。)

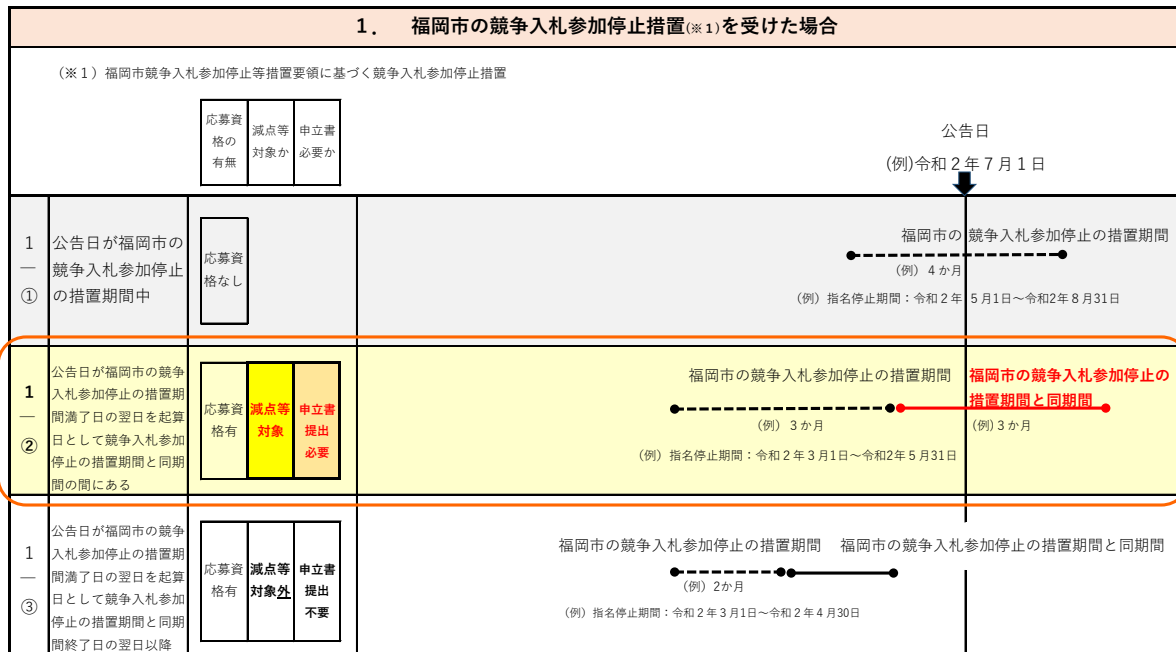
※3 上記に定める各事項の評価項目のうち、評価に値しないなど不適切と評価された項目が1つでもある場合は、総合点の高低に関わらず、候補者として選定しない場合がある。

※4 令和7年4月1日から遡って5年の間に、本市での指定管理業務において、不適切な行為により「業務の停止」や「改善指導（厳重注意）」を受けた事業者については、当該不適切事案の概要（対象施設、内容、改善状況等）を選定委員に情報提供し、評価に反映する。

※5 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受け、指定管理者募集の公告日に、競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止の措置期間と同期間がかかる者(図1の1-②に該当する者)は、当該措置の指名停止期間、起因となる事件の概要、その後の対応及び再発防止策等について、審査の際に選定委員に参考資料として情報提供するとともに20点を減点する。

※6 国又は他の地方公共団体から競争入札参加停止措置を受けた者で、指定管理者募集の公告日前日までの過去2年間に、競争入札参加停止の措置期間がかかる者（図2に該当する者）は、当該措置を行った機関名、競争入札参加停止の期間、起因となる事件の概要、その後の対応及び再発防止策等について、審査の際に選定委員に参考資料として情報提供する

【図1】



【図2】

